札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書（手稲稲積公園等）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第３号）第 29 条第１項の規定に基づき、令和５年３月 24 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び稲積公園グループ（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和６年４月から令和７年３月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第１条　協定により乙が管理する施設において、令和６年４月から令和７年３月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金５，８０２，０００円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各１通を所持する。

令和７年３月 27 日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市南区定山渓 937 番地先
稲積公園グループ
代表者　株式会社札幌リゾート開発公社
代表取締役社長　　熊　谷